

不正軽油は悪質な脱税行為であり犯罪です! 不正軽油は悪質な脱税行為であり犯罪です!

不正軽油の販売・使用は 悪質な脱税行為です!



自動車の燃料として、

重油や灯油を
使用している。



重油や灯油を軽油に
混ぜて使用している。

これらの行為は脱税行為となり、 申告納付が必要です。



不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを
知りながら、材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した
人なども重い罰則が適用されます。

千葉県不正軽油防止対策協議会

- ・千葉県石油商業組合
- ・一般社団法人千葉県環境保全協議会
- ・千葉県建設産業団体連合会
- ・一般社団法人千葉県産業資源循環協会
- ・一般社団法人千葉県ダンプカー協会

- ・一般社団法人千葉県トラック協会
- ・一般社団法人千葉県バス協会
- ・関東運輸局千葉運輸支局
- ・第三管区海上保安本部
- ・千葉県警察本部
- ・千葉県

2024.8



不正軽油は悪質な脱税行為であり犯罪です！不正軽油は悪質な脱税行為であり犯罪です！

こんな時は ご連絡ください！



⊘ 車の燃料として
不正軽油、灯油、重油を
使っている話を聞いた。

⊘ 不審な業者から
燃料の売り込みがある。

⊘ 安い軽油を購入したが
車の調子がおかしい。
軽油の色がおかしい。

⊘ 不審な場所に
タンクローリーが
出入りしている、
油臭、刺激臭がする。

⊘ 夜中にタンクローリーが
出入りしている場所がある。

⊘ 空き地などに不審なタンク、
不審なドラム缶が置かれている。

⊘ 免税軽油を自動車の
燃料に使用している。

NO! 不正軽油

連絡先

千葉県税務課	軽油引取税室	043-223-2170
千葉西県税事務所	軽油引取税課	043-279-7111
松戸県税事務所	軽油引取税課	047-361-4036

佐倉県税事務所	軽油引取税課	043-483-1116
香取県税事務所	軽油引取税課	0478-54-1314
茂原県税事務所	軽油引取税課	0475-22-1721
木更津県税事務所	軽油引取税課	0438-22-7221

不正軽油とは(千葉県HP)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/shurui/keiyu/fusei.html>



軽油代替燃料と軽油引取税

軽油代替燃料とは？

軽油に代わる燃料油として製造される以下の燃料油をいいます。

- バイオディーゼル燃料（BDF）…植物油等を原料として製造される燃料
- ガストゥリキッド燃料（GTL燃料）…天然ガスを原料として製造される燃料

等々

**軽油代替燃料を製造・消費・譲渡する場合、
都道府県への事前承認申請が必要になる可能性があります！**

事前承認申請が必要となる場合

- 軽油代替燃料と軽油やその他の石油製品を混和して燃料油を製造する場合
- 製造する軽油代替燃料が地方税法上の軽油規格に該当する場合
- 製造した軽油代替燃料が炭化水素成分を含んでおり、自動車の内燃機関の燃料として消費又は譲渡する場合

等々

上記以外の承認申請の要件については、裏面の「軽油代替燃料を製造・販売・消費する場合の事前承認手続と課税について」をご参照ください。

軽油代替燃料を使用される前に、 まずは、県税事務所にご相談を！

軽油代替燃料に関する問い合わせ	・佐倉県税事務所	軽油引取税課	043-483-1116		
・千葉県税務課	軽油引取税室	043-223-2170	・香取県税事務所	軽油引取税課	0478-54-1314
・千葉県西県税事務所	軽油引取税課	043-279-7111	・茂原県税事務所	軽油引取税課	0475-22-1721
・松戸県税事務所	軽油引取税課	047-361-4037	・木更津県税事務所	軽油引取税課	0438-22-7221

軽油代替燃料を製造・譲渡（販売）・消費する場合の事前承認申請と課税について

形態	NO	地方税法上の区分	事前承認の有無	課税の有無
代替燃料の 単体製造	1	軽油規格に 該当する場合	○ ※事前に製造承認申請が必要	○ ※消費又は譲渡（販売を含む）する 段階で課税対象
	2	軽油規格に 該当しない場合	△ ※炭化水素成分を含む場合には、 自動車用燃料として消費又は譲 渡（販売含む）する場合に事前 承認申請が必要	△ ※炭化水素成分を含む場合には、 自動車用燃料として消費又は譲 渡（販売含む）する場合には課 税対象
混和製造	3	軽油規格に 該当する場合	○ ※事前に製造承認申請が必要	○ ※消費又は譲渡（販売含む）する 段階で課税対象
	4	軽油規格に 該当しない場合	○ ①軽油と炭化水素成分を含んだ 代替燃料を混和製造する場合 ⇒事前に製造承認申請が必要 ②軽油以外の炭化水素油と 代替燃料を混和製造する場合 ⇒自動車用燃料として消費又は譲 渡（販売含む）する場合には、 事前に消費又は譲渡承認申請が 必要	△ ※自動車用燃料として消費又は譲渡 （販売含む）する場合には課税 対象
消費 又は 譲渡 （販売）	5	【炭化水素成分を 含まない単体燃料】 軽油規格に該当しない 場合（植物油100%等）	×	×
	6	【炭化水素成分を 含む単体燃料】 軽油規格に該当しない 場合（GTL等）	△ ※自動車用燃料として消費又は譲 渡（販売含む）する場合には、 事前承認申請が必要	△ ※自動車用燃料として消費又は譲 渡（販売含む）する場合には課 税対象
	7	軽油規格に 該当する場合	製造する段階での事前承認申請が 必要 (NO1参照)	○ 課税対象
	8	【石油製品との 混和燃料】 軽油規格に該当しない 場合	△ ※自動車用燃料として消費又は譲 渡（販売含む）する場合には、 事前承認申請が必要	△ ※自動車用燃料として消費又は譲 渡（販売含む）する場合には課 税対象
地方税法の該当条項			<ul style="list-style-type: none"> 法第144条の32第1項各号 法第144条の33各項（罰則規定） 	<ul style="list-style-type: none"> 法第144条の2第3項から第5項 法第144条の3第1項第5号
備考	<p>※課税済軽油を混和して製造した燃料が課税となる場合、事前承認を受けていないと課税済軽油の数量分の税額は控除されず、混和燃料全量が課税対象となります。</p> <p>※軽油代替燃料を取り扱う場合には、管轄の県税事務所に事前に御相談ください。</p>			